



## 懲罰的と捉えられる長期日勤教育で安全が守れるのか？

### ある新幹線職場で発生した仲間の事象を考える（その1）

#### ○事象と経過

9月30日、〇〇〇Bの運転士は仙台駅発車後、一時的な睡魔に襲われ、途中駅を2分遅れて通過しました。その際、輸送指令から問い合わせがあり、本人はその時に気が動転し、正しい報告をすることができず、職場に帰ってからはなりましたが正しい報告をして訂正しました。翌日以降は事情聴取が行われ、現場管理者から「乗務復帰を前提で動いていく」と言うことが述べられ、身体検査を含め1ヶ月間の日勤を命じられました。

その後、個人的に受けた診療で「重度のSAS（睡眠時無呼吸症候群）」と診断され、医師からは「会社の簡易検査より正確な治療をしているので乗務には問題ない。」と言われその診断結果を現場管理者に報告しました。

#### ○乗務復帰前提のはずが… 一転乗務不適

しかし、予定の日勤の1ヶ月間も終了する頃になったとある日、「俺は乗せるとは言っていない」「乗務不適は私が判断した。」「今回の事象は非常に重い。あなたの考えているSASと私たちの考えているSASは違う。シーパップを付けながら乗務とはならない。」と一方的に乗務不適との判断がされ本人に対して通告がされたのです。

#### ○懲罰的と捉えられる日勤教育。その内容とは

この1ヶ月間の日勤の内容は、乗務復帰に向けた具体的なカリキュラムも定められずに、事象の掘り下げではなく反省を促すことに目的が置かれているようだと感じたと言っています。発生させてしまった事象についての振り返りを2週間にも渡り毎日のように繰り返させられたと報告されています。

そして日勤期間中には「別の系統に希望を出してもらおう。今日の午後までに返事を出すように」「立ち振る舞いも良くなった。俺は営業職場がいいと思う。」など、本人の口から転勤希望を引き出そうとする言動も明らかになりました。そして本人の心の整理が付いていない状況で11月になってから地上勤務への事前通知がされ、実際に移動となりました。

